

# 学びを支える **Only** かわちながの

## 教育委員会の制度が改正されました！

教育委員会制度は、昭和31年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の制定により、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保を目的に、複数の委員による合議体の執行機関（行政の事務を執行する組織）として成立しました。

近年の教育を取り巻く状況の変化に伴う様々な課題に対応するため、教育委員会の制度が次のとおり改正されました。

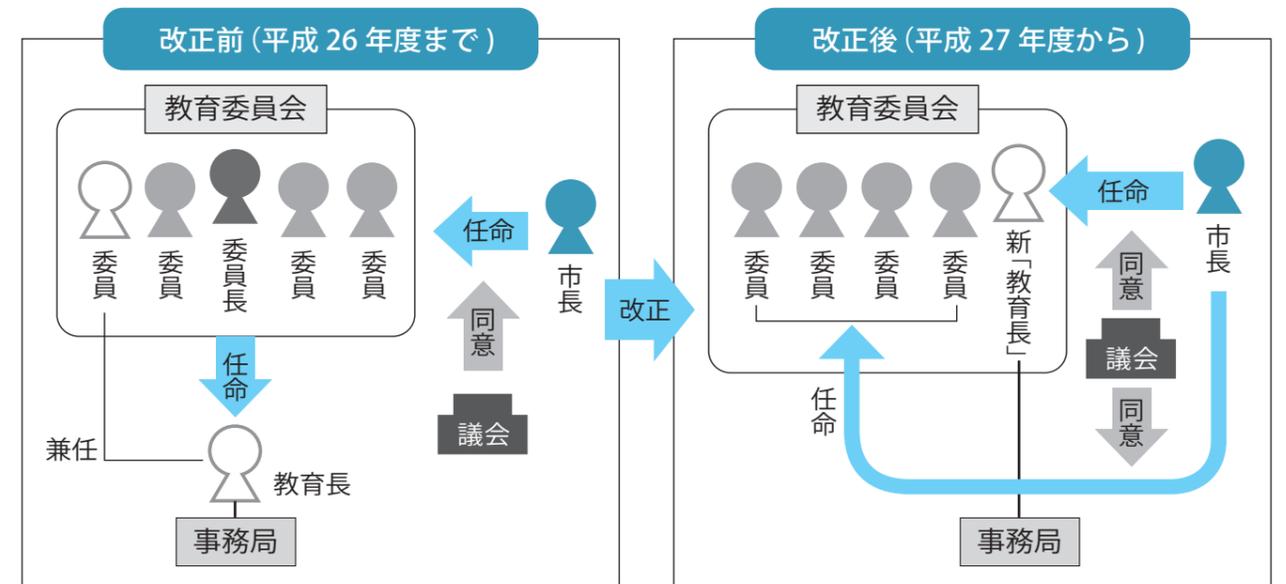
なお、制度改正後も教育委員会はこれまでと同じ権限を持つ組織として存続し、教育の政治的中立性などについても従来どおり確保されることとなります。

問い合わせ 教育総務課



### 1 教育行政の責任者となる新「教育長」を設置

これまで教育委員会では、教育委員長（教育委員会の代表、会議の主宰者）と教育長（事務執行の責任者）の両方が設置されていましたが、これらが一本化され、教育行政の責任者として、新「教育長」を置くことになりました。



### 2 市長と教育委員会の協議・調整の場となる「総合教育会議」を設置

市長と教育委員会が、教育行政に関する協議を行う「総合教育会議」が新たに設置されます。

会議は市長が主宰し、学校施設などをはじめとする教育の条件の整備や、学術・文化の振興を図るための施策などについて、協議や調整を行います。

### 3 教育振興のための施策の目標となる「大綱」を策定

市長は、教育振興のための施策の目標や方針を、教育の「大綱」として策定することになります。「大綱」の具体的な内容については、今後、市長と教育委員会による「総合教育会議」の場で協議が進められていきます。



## 4月1日スタート 子どもの通院医療費助成を 中学3年生まで拡充

市では、より一層子育てしやすい環境づくりを進めるため、4月1日診療分から通院医療費の助成対象を、中学3年生までの子どもに拡充します。

最初の3月31日までの子どもです。また、入院医療費助成は従来どおり0歳から中学3年生までが対象です。なお、次のいずれかに該当する人は、対象となりません。

- ◎生活保護法による保護を受けている人
- ◎児童福祉法に基づく医療費助成を受けている人

### 就学援助の申請を

■経済的に就学をさせることが困難な人へ

対象 次の①～③のいずれかに該当する人

- ①平成26年度または平成27年度に生活保護法による保護の停止または廃止を受けた人（現在、生活保護法の適用に

◎障がい者医療費助成やひとり親家庭医療費助成など、他の医療費助成を受けることができる人

医療証の交付 対象者には、3月下旬に子ども医療証を送付しました。

医療証の使用 医療機関で必ず子ども医療証と健康保険証を提示してください。

負担内容 入院とともに1日500円を限度に、一つの医療機関あたり月2日まで、一部自己負担金をお支払いいただきます。なお、府外で受診した場合は、いったん医療機関で医療費を支払った後、領収証などを持って市役所に申請してください。

問い合わせ 保険年金課 後期・福祉医療係

より教育扶助を受けている人は申請の必要はありません

- ②平成26年度または平成27年度の市民税が非課税かつ均等割のみ課税の人（譲渡所得などの損益通算による場合は除く）
- ③その他特別な事情（災害、死亡、長期入院など）で援助を必要とする人

援助費用 小中学校の学用品費、修学旅行費、給食費など

※中学校給食が7月食事分

ら対象になります。

申請 小中学校と教育総務課にある申請用紙に必要事項を記入して5月29日までに通学している小中学校へ（土・日・祝日を除く）

※平成26年度市民税が非課税かつ均等割のみ課税の人は、市民税課税証明書添付して、教育総務課へ申請できます。

問い合わせ 教育総務課

### 市の組織の一部が変わりました

業務の適正な執行と、新たな課題への対応のため、4月1日に次の2つの係を設置しました。

#### ■コンプライアンス推進係（総務部総務課）

信頼される市役所を目指して、コンプライアンス（法令などの遵守）を進めます。

主な業務内容 コンプライアンスの推進、公益通報制度、暴力団排除・不当要求行為等の対策など

#### ■地域福祉係（子ども・福祉部生活福祉課）

地域での生活の困りごとに対して、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。民生委員や福祉委員、社会福祉協議会などの地域福祉に関する活動の支援を行います。

主な業務内容 地域福祉の推進、社会福祉協議会や福祉関係団体（他課が所管する団体を除く）への支援、戦没者遺族などの援護、生活困窮者の自立相談支援など

問い合わせ 行政改革課

## 高齢者自身が取り組む「健康づくり」

いくつになってもいきいきと活動的な生活を送るために、高齢者を含めた市民の一人ひとりが健康に対する意識を持ち、介護予防や健康づくり活動に自ら取り組むことで、適切な健康管理を行えるよう支援します。

▶健康づくりへの意欲の向上 ▶健康への意識を高める情報発信 ▶地域での健康づくり



▲モックル介護予防体操講座

## 生涯を通じた学習や交流の「機会づくり」

生涯を通じ学ぶ楽しさを持ち続けられるよう、多種多様な学習の機会を提供し、学びを通じた自己の充実と新たな仲間づくりを支援します。また仲間との集いを通じてより広く地域とふれあい、ぬくもりを感じられるまちを目指します。

▶生涯学習の推進 ▶クラブ活動を通じた交流機会の充実 ▶ICT（情報通信技術）を活用した交流の拡大



▲福祉センター錦溪苑での講座

## 今月の焦点◎高齢者いきいき都市構想を策定

# シニアパワーでまちを元気に



写真はシルバー人材センターの子ども一時預かり「にこにこルーム」の様子

## 高齢者の力を活かす「場づくり」

高齢者が、自らの豊かな知識や経験、培った人脈などを活かせるよう、積極的な社会参加や地域貢献活動への参加につながる機会や場を提供し、地域の支え手として活躍できるまちを目指します。

▶就労への支援 ▶市民公益活動の支援 ▶新たなボランティア活動への環境整備



▲シルバー人材センターでの就労

## 安心して暮らせる人と人との「きずなづくり」

地域で積極的に活動する高齢者を中心に、人と人との温かいつながりと地域のきずなによって安心して暮らせるまちを目指します。

▶地域コミュニティへの支援 ▶集いの場を通じたきずなづくり ▶地域の見守りネットワーク



▲地域の見守り活動

人口減少と少子高齢化が進む本市にとって、活力あるまちであり続けるために、元気な高齢者の力が今後ますます必要となっています。市では、新たに策定した「高齢者いきいき都市構想」に掲げる施策を市民のみなさんとともに進めることで、高齢期の豊かな暮らしを応援していきます。

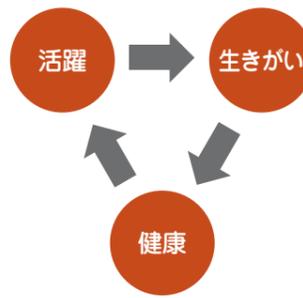
問い合わせ いきいき高齢課

### 高齢者の活躍がまちの活力を支えます

公民館などでのクラブ活動や自治会をはじめとする地域活動、そしてボランティア活動。市内では現在、元気な高齢者のみなさんが様々な活動に参加し、日々の暮らしを豊かに過ごされています。

一方で、これまで職場で長時間を過ごしてきた人がこれらの活動を始めようとしても「地域にどんな活動があるのか分からない」「途中から参加しにくい」などの課題があり、参加したい人が参加しにくい環境づくりを進めていくことが必要になっています。

が順次参加し、地域の活動が途切れなく引き継がれていくことが重要です。また、高齢者の健康づくりもこれからの大きな課題になっています。今、いきいきと活躍されている元気な高齢者のみなさんは、日々の暮らしの中で、健康が活躍を支え、活躍が生きがいとなり、それがまた健康を支えるという理想的なサイクルができています。このようにサイクルを持つ人をさらに増やしていくことが、新たなまちの活力につながります。



### 高齢者いきいき都市構想

#### ◎基本理念◎

「高齢者いきいき都市」とは、市民一人ひとりが自らの健康寿命を延ばし、高齢期を健やかに、自分らしい生きがいを持っていきいきと暮らすことで、まち全体が活力あるものとなる姿を表したものです。

#### ■目指す将来像

高齢者がいきいきと暮らす笑顔と活力のあふれるまち

#### ■基本目標

- ◎健康寿命を延ばし、高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち
- ◎健康寿命を延ばし、高齢者が知的探求心を失うことなく、生涯にわたって楽しく学び集えるまち
- ◎社会参加や社会貢献など高齢者が活躍する場が充実したまち
- ◎人と人とのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らせるまち

### さあ活動の輪の中へ

老人クラブの事業や福祉センター錦溪苑などの活動に参加されているみなさんは、とてもいきいきとしていて明るい表情をしておられます。その姿を見ると、人とのつながりを持つことや健康であることの大切さを改めて実感します。

自分の健康は自分で守るものです。「高齢者いきいき都市構想」の策定を機に、地域の様々な活動に参加し健康維持に取り組む人の輪が広がっていくことを期待しています。

当会としても、新たな事業に挑戦するなど、より多くのみなさんに参加いただける環境づくりを進めていきます。

河内長野市老人クラブ連合会  
会長 曾和孝司さん



# 豊かな知識や経験を 社会のために

◎シルバー人材センター会員募集

**■4月は会員増強月間**  
対象 60歳以上の市内在住者  
で、シルバー人材センターで  
実施する説明会を受講した人  
※説明会は毎月第2・4水曜日  
(12月は第2水曜日のみ) 午後  
1時から開催▽住所・氏名・  
生年月日を確認できるもの、  
印鑑、通帳、年会費2000  
円を持って必ず本人が参加を。

**■仕事の内容**  
◎草刈り・清掃・チラシ配布・  
蜂の駆除・植木の剪定  
◎家事援助サービス・子ども  
一時預かり  
◎毛筆筆耕・あて名書き・事  
務処理・駐車場管理  
◎パソコン指導、など  
**問い合わせ シルバー人材セ  
ンター(☎65・0256)**

高齢者の運動教室

**■健康体操**  
対象 運動ができる65歳以上  
の市内在住者  
とき 4月22日(木)午前10時30  
分～正午  
ところ ラブリーホール  
定員 15人(先着順)  
参加費 500円(当日徴収)  
申し込み 4月6日～21日に  
電話かファクス(住所、氏名  
ふりがな、年齢、性別、電話  
番号を記入)で健康スポーツ  
連盟の森淵さんへ  
**問い合わせ 森淵さん  
(☎FAX 54・3834)**

いきいき介護教室

家族の介護をしている市内  
在住者を対象にした催しです。  
**①ミニサロン～みんな集まれ!  
のんびり春を感じましょう!**  
とき 4月9日(木)午前11時～  
午後1時  
ところ 観心寺  
内容 寺内散策と交流会  
参加費 300円(入山料)  
申し込み 4月8日までに東  
部地域包括支援センターへ  
**問い合わせ 東部地域包括支  
援センター(☎52・0180)**  
**②からだリフレッシュ!健康  
体操で元気に過ごしましょう!**  
疲れがとれるストレッチや  
元気になる体操をします。交  
流会もあります。  
とき 4月15日(水)午後1時30  
分～3時30分  
ところ 保健センター  
申し込み・問い合わせ 中部  
地域包括支援センター(☎  
55・3451)

## センターの活性化に あなたの力を

シルバー人材センターは、みなさんから臨時的・短期的な仕事などを請け負い、登録会員に就業機会を提供している公的な団体です。センターには現在、約900人の会員が在籍しています。

高齢化が進行する中、センターが高齢者や地域社会のニーズに的確に対応していくためには、より幅広い仕事をお引き受けするなど、センターの活性化が不可欠です。そして、そのためには、さらに多くの豊かな知識や経験が必要となります。

センターでの就労は、仲間づくりや自分自身の健康保持、地域社会への貢献にもつながります。この機会に多くの人に会員になっていただき、共にセンターを運営していきたいと思っています。



河内長野市シルバー人材センター  
事務局長  
山本 恵章 さん

年計画、「認知症施策推進総合戦略」に基づく施策を推進します。

バリアフリー化や防災・防犯対策の推進に努めます。

平成26年9月末現在、本市の高齢化率は29・4%で、平成29年には32・1%になると予測しています(下表参照)。このような中、市ではこのたび第6期(平成27～29年度)高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。

**④高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり**

高齢者の虐待防止や成年後見制度の活用を推進します。

**⑥高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進**

「高齢者いきいき都市構想」に基づき、高齢者がいきいきと活躍するまちづくりを目指して、生きがいづくりを推進します。

**⑤安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり**

※計画の詳細は市ホームページにも掲載しています。

高齢者が安心して暮らせるよう、住宅および公共空間の

# 第6期高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画を策定

問い合わせ いきいき高齢課・介護保険課

**①地域包括ケアシステム構築の基盤づくり**  
地域包括支援センターの強化、在宅医療と介護の連携、地域における支え合い体制づくりなど地域包括ケアシステムの構築を進めます。

**②介護予防と健康づくりの推進**  
要介護状態となることを予防できるよう、多様な健康推進事業や介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の推進に努めます。  
市では、平成29年4月から新しい総合事業を実施します。

**③認知症施策の推進**  
国の「認知症施策推進5か

## 住み慣れた場所で 笑顔で暮らし続けるために

昨年9月から南花台をモデル地区として、市が地域住民とともに府や大学、民間企業などと連携し、まちづくりを研究しながら準備を進めてきた「スマートエイジング・シティ」団地再生モデル事業。そのキックオフ・ミーティングが3月7日、旧南花台西小学校であり、100人を超える地域住民らに参加しました。

同事業は、多世代がつながり、住み慣れた場所で健康で自立して暮らし続けられるまちを目指す取り組み。この日は、事業の説明会のほか、(株)タニタによる健康セミナーや体組成の計測などが行われ、来場した人たちは、今後のまちづくりや自身の健康について考えました。



問い合わせ 政策企画課

## ■高齢者人口・要介護(要支援)認定者・介護保険給付費総額の推移(27年以降は推計)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口(65歳以上)	29,867人	31,187人	32,651人	33,454人	34,183人	34,801人
高齢化率	26.3%	27.7%	29.4%	30.3%	31.2%	32.1%
要介護(要支援)認定者	6,162人	6,606人	6,890人	7,195人	7,600人	8,057人
介護保険給付費総額	79億2000万円	83億1000万円	86億1000万円	93億9000万円	98億9000万円	105億1000万円

※高齢者人口は各年9月末の数値▷平成26年介護保険給付費総額は決算見込み額。

## ◎掲載情報の見方◎

対象に明記のないものは市内在住・在学・在勤者が対象▼催しなどで費用の記載のないものは無料▼申し込みが必要な催しなどの持ち物は主催者からの連絡などで確認を▼先着順の申し込みで時間の記載のないものは午前9時から受付▼申し込み・問い合わせなどで住所・電話番号の記載がないものは市役所へ(業務日・時間は月～金曜日午前9時～午後5時30分、祝休日・年末年始を除く)●環境への配慮から、催しなどへの来場はできるだけ公共交通機関のご利用を。

市民大学くろまる塾・くろまるキッズの認定講座や催しにはこのマーク



市役所  
〒586-8501(住所不要)  
☎53-1111(代表)



# 平成27年度から 介護保険制度が変わります

制度改正のポイントや、平成27年度からの介護保険料についてお知らせします。

問い合わせ 介護保険課

## 4月からの改正内容

### ①低所得者の第1号被保険者 保険料の軽減割合を拡大

介護保険給付費の5割の公費とは別に、新たに公費を投入し乗率の見直しを行います。平成27・28年度は第1段階対象者（9ページ表参照）の負担割合を0.5から0.45に軽減します。なお、平成29年度の軽減率については、今後の消費税率引き上げに伴い見直される見込みです。

### ②介護報酬の改定

介護報酬改定に伴い、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変わります。

### ③介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準を 変更

介護老人福祉施設への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となります。※すでに入所している要介護1・2の人などは引き続き入所でき、要介護1・2でも認知症などのやむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

## 8月からの改正内容

### ④一定以上の所得がある人の 利用者負担が2割に

一定以上の所得がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。

### ⑤特定入所者介護サービス費 （食費・居住費）の適用要件 を変更

市民税非課税の施設利用者のうち、配偶者が市民税課税者である、または預貯金などが一定額（単身1000万円、夫婦2000万円）を超える場合は、食費・居住費の補助対象にはなりません。

### ⑥高額介護サービス費の 利用者負担区分を新設

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担区分（所得などに応じた区分）に、「現役並み所得者（同一世帯に課税所得14.5万以上の人がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上）」を新設し、上限額を設定します（左表参照）。※詳しくは本紙6月号などでお知らせします。

### ■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担区分	上限額(世帯合計)
◎現役並み所得者（新設）	44,400円
○市民税課税世帯	37,200円
○市民税非課税世帯	24,600円
○合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ○高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
○生活保護の受給者など	15,000円

## 平成27年度からの 介護保険料を改定しました

詳しくは4月中旬に送付するお知らせをご覧ください。

市では高齢化率の上昇に伴い、今後さらに要介護（要支援）認定者が増加することでサービスの利用が増え、介護保険給付費も増加していくと推計しています（7ページ表参照）。介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と税金を財源としています。介

護保険給付の費用が増えること、財源となる保険料の額を引き上げて補わなければならない。今後、どのくらいの人がどのような介護サービスを利用していくかなどの費用を見込み、財源となる保険料を改定していく必要があります。市では、平成27年度

から29年度までの介護保険給付の費用は、297億円を上回ると見込んでいます。このような状況に対応するため、平成27年度からの介護保険料を改定しました。みなさんに納めていただく介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源となります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

### ■第1号被保険者（65歳以上） 保険料は左表のとおりで、 基準額は月額5720円です。

### ■第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別 介護保険料額（平成27～29年度）

段階	対象者	年間保険料	月額保険料
1	◎生活保護の受給者 ◎市民税非課税世帯に属する 高齢福祉年金受給者 ◎世帯全員市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の人	30,888円 (基準額×0.45)	2,574円
2	◎世帯全員市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超え120万円以下の人	48,048円 (基準額×0.7)	4,004円
3	◎世帯全員市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円を超える人	51,480円 (基準額×0.75)	4,290円
4	市民税課税世帯に属する本人 市民税非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の人	58,344円 (基準額×0.85)	4,862円
5	市民税課税世帯に属する本人 市民税非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円を超える人	<b>68,640円</b> (基準額)	<b>5,720円</b>
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125万円未満の人	75,504円 (基準額×1.1)	6,292円
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125万円以上200万円未満の人	85,800円 (基準額×1.25)	7,150円
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200万円以上400万円未満の人	102,960円 (基準額×1.5)	8,580円
9 (新設)	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	116,688円 (基準額×1.7)	9,724円
10 (新設)	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	123,552円 (基準額×1.8)	10,296円
11 (新設)	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800万円以上の人	130,416円 (基準額×1.9)	10,868円

※第1段階は、平成27・28年度の負担軽減強化後の割合です。  
※本人の収入状況に応じた保険料額とするため、第9段階から第11段階を新設しました。

### ■第2号被保険者（40～64歳） の医療保険加入者

第2号被保険者の保険料は、それぞれの人が加入している医療保険者（健保組合や国民健康保険など）が算定し、医療保険料と一括して徴収します。問い合わせは健康保険被保険者証に記載の各医療保険者へ。

### ■介護保険料（仮徴収分）の 通知書を送付します

65歳以上の人を対象に、平

成27年度介護保険料（仮徴収分）の通知書を4月中旬に送付します。

### ■今回通知する保険料は暫定額

65歳以上の人の介護保険料は、前年中の合計所得金額や市民税の課税・非課税の別などにより、11段階の保険料に分かれます（左上表参照）。このため、平成26年中の合計所得金額などが確定するまでは、平成25年中の合計所得金額などをもとにした仮の保険料を納付していただくことになります。

### ■年間保険料は7月に通知

年間保険料は7月に確定します。7月中旬に、年間保険料と新たに納付していただく保険料をお知らせします。

### ■介護保険料の減免制度

市では、独自の介護保険料の減免制度を設けています。これは、収入が少なく生活が苦しい人などの負担を軽減するための制度です。世帯の年間収入や預貯金合計額などの条件がありますので、詳しくは通知書と同時に送付するお知らせをご覧ください。



●防火パレード

3月1日から7日までの春の全国火災予防運動を前に2月24日、ひなぎく幼稚園の園児154人による防火パレードが同園周辺の道路で行われました。法被姿の園児たちが、神輿をかつぎ、拍子木を打ち鳴らしながら、「火の用心」を呼び掛けました。パレード終了後には、園児たちが元気よく「火遊びをしません」などと宣言し、防火への誓いを立てていました。



●消防合同訓練を実施

2月25日、河内長野ガス株式会社（昭栄町）で春の全国火災予防運動に伴う消防合同訓練が実施されました。訓練には、同社職員や消防署員、消防団員など約50人が参加。はしご車による救出や応急処置の訓練などが行われ、参加した人たちは、防火意識を新たにしていました。

とき	ところ	とき	ところ
4月13日(月)	橋台自治会館	4月22日(水)	三日市小学校
4月14日(火)	橋小学校	4月23日(木)	寺元集会所
4月15日(水)	小山田小学校	4月24日(金)	天見小学校
4月16日(木)	加賀田小学校	4月28日(火)	滝畑コミュニティセンター
4月20日(月)	天野小学校	4月30日(水)	美加の台小学校
4月21日(火)	高向小学校	5月9日(土)	キックス

安まちメールは、ひったくりや子どもに対する声かけ、女性に対する性犯罪情報を、警察署から電子メールでタイムリーにお知らせするシステムです。配信種別や受信時間、受信地区はインターネット（<http://www.info.police.pref.osaka.jp/userMenu.do>）から設定できます（登録料は

無料）。※QRコード（下図）からもアクセス可能。問い合わせ 府警察本部府民安全対策課（☎06・6943・1234）

防犯に安まちメールの活用を



災害時に地域が連携することの大切さを学び、被害を最小限に抑えるために地域でできることについて考えます。  
とき 5月14日(水)、6月18日(木)、8月20日(水)、10月15日(木)、12月17日(水)、2月18日(水)午後



防災まちづくり講座

1時30分～3時30分（8月20日は午後4時30分まで）▽6回シリーズ  
ところ 河内長野ガス(株)（昭栄町）  
内容 AED（自動体外式除細動器）の講習会やHUG（避難所運営ゲーム）訓練、非常食体験など  
定員 20人（先着順）  
申し込み 4月5日～30日に市民公益活動支援センター「るーぷらざ」（☎53・8100）▽受付は午前10時～午後4時▽火曜日休館へ  
問い合わせ 危機管理課

運転者講習会を開催します  
とき・ところ 左表のとおり▽受付は午後6時30分～（5月9日は午後1時30分）▽講習は午後7時～（5月9日は午後2時）  
※当日直接会場へ  
持ち物 運転者講習カード（小中学校が会場の場合はスリッパも）  
問い合わせ 都市創生課または河内長野交通安全自動車協会（☎53・3092）



救急救命士による  
新たな処置が開始されます

問い合わせ 消防本部警防課（☎53・7799）



①低血糖性意識障害がある対して、低血糖を確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。

消防本部では、救急救命士法施行規則の改正を受けて、4月以降の体制が整った段階で、救急救命士が救急現場や救急車内で行う処置の範囲を拡大します。これらの処置に際しては一定の時間がかかり、病院までの時間が若干延長するなどの影響があります。が、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るためのものであり、医師の具体的な指示のもと、適切な手順に沿った処置を必要に応じて実施します。なお、拡大される処置は次の①と②です。

②血圧が低下し、心臓が停止する危険性があるショック状態の傷病者に点滴を行います。



救急のことで迷ったら

「どこの病院に行けばいいかわからない」、「救急車を呼ぶべきかわからない」時は救急医療相談窓口の利用を。（※緊急性がある場合はためらわずに119番！）

救急安心センターおおさか（24時間 365日対応）

#7119 または ☎06-6582-7119

小児救急医療電話相談事業（午後8時～翌朝8時 365日対応）

#8000 または ☎06-6765-3650

※なお、消防本部のホームページでは「救急車の上手な利用法」を案内しています。

※QRコード（右図）からもアクセス可能。



※拡大された2行為は決められた教育を受けて認定された救急救命士のみが実施します。※かかりつけ医師などの指示を優先し処置を断った場合は

も、今までどおりの救急搬送がなされ、不利益をこうむることはありません。平成26年中の救急件数が過去最多に！  
このように、病院前救護体制の充実を目的として救急業務の高度化が国をあげて進められています。一方、救急需要は全国的に増加傾向にあり、今後も増え続けることが予想されており、本市においても平成26年中の救急件数は過去最多の4882件となっています。緊急性の高い事案に救急車がすぐ駆け付けられるよう限られた医療資源の適正利用にご協力をお願いします。

# 下水道整備で 快適な生活環境を



## 問い合わせ 経営総務課

市では、府と連携をとりながら下水道の整備を進めています。これは、快適な生活環境づくりと河川や海などの水質を保全するための取り組みです。

下水道の整備には、多額の費用が必要です。国の補助金、都市計画税などによる収入を充当するほか、末端管きよの工事費の一部は受益者に負担していただきます。

### 受益者負担金とは

下水道の施設が完備されることにより利益を受ける区域の住民のみならず、その建設費の一部を負担していただいています。これを受益者負担金といいます。

受益者負担金は、都市計画法の規定に基づく市の条例により賦課・徴収します。この負担金は、事業の進展に応じて、

汚水処理が可能になる区域に順次賦課していきます。なお、一度賦課されると重ねて賦課されることはありません。

### ■土地所有者などが負担

受益者負担金は、次のように算出します。まず、地形や整備計画の年数などから一定の負担区域を設定します。次に、その区域内の下水道整備に要する費用を算定。その区域内面積で1平方メートル当たりの単価を算出します。そして、それぞれの土地の所有者（借地権などの権利がある場合はその権利者）は、土地の面積に応じ、受益者負担金を負担していただくこととなります。

### 27年度賦課区域は約8・9割

今年度は、市町や上原町、上原西町、小塩町、小山田町、

加賀田、菊水町、楠ヶ丘、栄町、汐の宮町、西片添町、東片添町の各一部などの約8・9割について賦課徴収します。これら以外の区域でも整備を進めていますが、次年度以降に順次賦課することになります。詳しくは問い合わせを。

### 賦課区域にお住まいのみなさんへ

### ■4月下旬に申告書を送付

4月下旬に、賦課対象区域の公告をするともに、区域内で対象となる土地所有者のみなさんに「受益者負担に関する申告書」を送付します。必要事項を記入・押印して、1か月以内に申告してください。

### ■決定通知書・納入通知書は7月に送付

平成27年度賦課分は、事前に申告いただいた内容に基づき受益者と負担金総額を決定します。そして、7月初旬に受益者のみなさんに受益者負担金の決定通知書と納入通知書を送付します。

なお、平成25年度賦課と26年度賦課の受益者負担金を期別納付されている人も、7月

上旬に平成27年度第1期および第2期の納入通知書を送付します。通知書に記載の金融機関で納めてください。

### 河川に廃油などを捨てないで

市の水道水の約70%は、市内にある4か所の浄水場でつ

くられています。しかし、その浄水場の水源である河川に側溝から捨てられた廃油などが流入し、浄水場が停止する事態が発生しています。一人ひとりが水源保全の重要性をご理解いただき、河川や側溝に廃油などを捨てないようご協力をお願いします。

### 問い合わせ 経営総務課

## バスをご利用ください

### ■上限200円運賃などを継続します

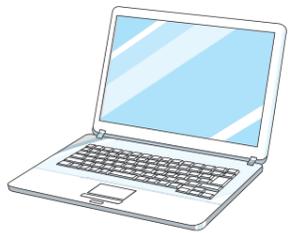
モックルコミュニティバスと路線バス・千代田線（河内長野駅前～木戸東町）で実施している下記の試行運行を、平成28年3月末まで1年間延長します。今後、利用者が増えることで試行運行の継続を検討しますので、積極的なご利用をお願いします。



**試行運行の内容** モックルコミュニティバス＝上限200円運賃での運行と同伴者割引（日曜日限定で利用者1人につき同伴者1人の運賃が無料）の実施、路線バス・千代田線＝上限200円運賃での運行

問い合わせ 都市創生課

## パソコンは ごみに出せません



す。パソコンのリサイクルについては、製造メーカーかパソコン3R推進協会（☎03・5282・7685）へ問い合わせを。なお、市ではパソコンの回収は行っていません。

### 問い合わせ 環境衛生課

### 事業系一般廃棄物（ごみ）の適正処理にご協力を

■リサイクルにご協力を  
パソコンの製造メーカーなどでは、資源の有効活用と廃棄物の削減を目的に、使わなくなったパソコンの自主回収・リサイクルを行っています。

商店や飲食店、工場、病院などの事業者は、その事業活動で生じた事業系一般廃棄物に家庭系ごみシールを貼ってごみ置場などに出すことはできません。廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃

棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない」と定められています。なお、自らの責任で適正に処理できない廃棄物については、市へ収集運搬申し込みに必要です（ただし、産業廃棄物は取り扱えません）。

### 問い合わせ 環境衛生課

### ごみ処理券・し尿くみ取り券販売店を廃止

次のごみ処理券・し尿くみ取り券販売店を廃止しました。ご注意ください。

### 問い合わせ 環境衛生課

## みんなでリサイクル

### ●ペットボトルなどの回収

ところ	ペットボトル	飲料用紙パック	発泡スチロールトレイ
イズミヤ河内長野店	●	●	●
サンブラザ三日市駅前店	●	●	●
サンブラザ河内長野店	●	●	●
西友千代田店・生鮮市場はんぱん	●	●	●
オークワ河内長野店	●	●	●
関西スーパー河内長野店	●	●	●
松源河内長野店	●	●	●
コノミヤ南花台店	●	●	●
コノミヤ北青葉台店	●	●	●
デイリーカーナビやし美加の台店	●	●	●
いずみ市民生協河内長野支所（毎月第3金曜日午前10時～正午）	—	●	—

★回収時間は業務時間中（いずみ市民生協河内長野支所を除く）。  
★回収ボックスに汚れたままのものや異物を入れないでください。

### ●食用廃油の回収

ところ	4月	5月
千代田公民館	20日	11日
南花台公民館	23日	21日
高向公民館	—	20日
加賀田公民館	10日	—
三日市公民館	24日	—
くすのかホール	—	25日
あやたホール	27日	—

★回収時間は午前10時～11時▷千代田・南花台公民館は午前11時30分まで。  
★エンジンオイルなどの鉱油は絶対混入しないでください。  
★食用廃油回収協力店を募集中▷協力いただける店舗は環境政策課へご連絡ください。

## 税金のお知らせ

### ■納め忘れはないですか

平成26年度市税（市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税など）は、納期限が過ぎています。このまま納付せず放置すると、延滞金が増算されるとだけでなく、財産が差し押さえられたり、公売されたりすることになります。なお、納付が困難な場合は早急に相談を。

### 問い合わせ 税務課納税係

### ■平成27年度固定資産公課証明書の発行は5月から

平成27年度の固定資産公課証明書は、5月1日から発行します。なお、平成27年度固定資産評価証明書は、4月1日から発行しています。

### 問い合わせ 税務課固定資産税係

### ■法人市民税の税率が変わりました

税制改正に伴い、平成26年10月1日以降に開始

法人の区分	事業年度の開始日	
	平成26年9月30日以前	平成26年10月1日以降
資本金等を超える法人等	14.7%	12.1%
1億円以下の法人等	12.3%	9.7%

する事業年度分から、法人市民税の法人税制の税率が変更になりました（左表参照）。ただし、申告日が平成26年10月1日以降であっても、申告する事業年度の開始日が平成26年9月30日以前の場合は変更前の税率で計算しますので、ご注意ください。なお、本市に登録のある法人等には、申告書送付時にご案内を同封させていただきます。

### 問い合わせ 税務課税制係

# まちづくりに みなさんの力を

～みんなで一緒につくるまち～



## ◎パブリックコメント◎ 第5次総合計画基本構想 (素案)にあなたのご意見を

市では、新たなまちづくりの指針となる「第5次総合計画」(平成28～37年度)の策定に取り組んでいます。このたび総合計画審議会では、市の諮問を受け、基本構想の素案をまとめましたので、みなさんのご意見を募集します。

**募集方法** 所定の意見提出用紙で4月20日～5月20日に政策企画課へ(当日消印有効)

※素案と意見提出用紙は、情報センター、キックス、ラブリールホール、各公民館、あやたホール、くすのかホール、三日市情報コーナーなど主な公共施設に備えています▽市ホームページから閲覧し、意見を入力することもできます▽意見に対する個別対応はしません。

**問い合わせ** 政策企画課

## 市との協働事業の 新たな提案を募集します

市民と行政の協働を促進することは、地域や社会の課題を効果的・効率的に解決し、より住みよいまちづくりの実現につながります。そこで、協働事業提案制度では、市民公益活動団体などから、専門性や柔軟性を生かした事業の提案を公募します。なお、提案された事業は、審査・選定のうえ実施します。

### ■提案の種類

- 市設定テーマ部門  
市が提示したテーマに基づき、具体的な事業を提案できます。今回のテーマは次のとおりです。
  - ①市民主体で公園・緑地を守り育てる(公園河川課)
  - ②いま走っている路線バスの有効利用策を(都市創生課)
  - ③SNSで多くの人が市に「関心」を持つ(都市魅力戦略課)
  - ④河内長野市の「都市ブランド」の推進(都市魅力戦略課)
- ※各テーマの概要は市民公益活動支援センター「るーぷらざ」などの公共施設に配置している募集案内をご覧ください

▽市ホームページにも掲載しています。

### ●市民自由提案部門

テーマを設けず、自由な発想で事業を提案できます。

### ■成案化までの流れ

- るーぷらざで事前相談の受付  
問い合わせはるーぷらざ(☎53・8100)へ。
- 提案の募集  
申し込み 4月8日～6月22日

## 天見地域まちづくり協議会が設立

地域で活動する多様な団体が連携し、住民が力を合わせて地域課題の解決に取り組む「地域まちづくり協議会」。2月21日には天見小学校区で、市内11番目となる「天見地域まちづくり協議会」が設立されました。同校区では、天見地区自治会連合会をはじめとする地域団体が地域の資源や課題について意見交換を行い、恵まれた自然と交通の利便性を生かし、住民や地域団体が連携してまちづくりを進めるため、協議会の設立に向け準備を進めてきました。

同協議会では今後、「地元産物の生産・加工・販売を支援しものづくりの意欲を高める」「地域の良さを広報し外部からの来訪者の増加を図る」「地域内外の人々との交流・ふれあいを促進する」「安全・安心な生活環境の維持」などの活動に取り組まれます。

**問い合わせ** 市民協働課



## 障がい者 関連の お知らせ

### 重度障がい者に タクシー利用券を交付

**対象** 市内在住の身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級の人(本市以外の障がい福祉サービス受給者証を持つ人は除く)

**助成方法** 1乗車につき初乗り運賃相当額の利用券を交付  
※申請月から年度末までの月数×2枚(年間最大24枚)。  
**申請** 印鑑と障がい者手帳を持って障がい福祉課へ  
※平成26年度に利用券を交付した人には4月上旬に平成27年度分を郵送しますので、申請の必要はありません。  
**問い合わせ** 障がい福祉課

### ペアレント トレーニング講座

演習や体験を通じて、子ども

## 奥河内くろまろの郷を 見学しましょう

**対象** 市内在住の聴覚障がい者  
とき 4月20日(月)午前11時30分～午後2時30分  
**集合** 府立花の文化園前  
**行き先** 奥河内くろまろの郷  
**定員** 6人(抽選)  
**申し込み** 4月13日までにピアセンターかわちながのへ  
※昼食代などが必要。  
**問い合わせ** ピアセンターかわちながの(☎56・1690、FAX56・1692)

## サポートブック 「はーと♡」の活用を



### ■実践報告会を開催

発達支援の必要な子どもがサポートしやすくするため、誰もがサポートしやすくなるためのファイル「サポートブック」。昨年4月から配布を開始したサポートブック「はーと」の実践報告会が2月16日、市役所であり、保護者や学校、幼稚園、支援機関関係者など約90人が参加しました。

シンポジウムでは、保護者

や支援機関関係者らが取り組み状況などについて報告。また、サポートブックの作成に携わった大阪大谷大学教授の小田浩伸さんがその意義と役割について講演し、積極的な活用を呼び掛けました。参加した人たちは、意見交換や講演を通じて、サポートブックの必要性などについて理解を深めていました。

**問い合わせ** 障がい福祉課



## 要約筆記奉仕員養成講座



### ■パソコン要約筆記コース

聴覚障がい者などへの情報提供を促進するために必要なパソコン要約筆記技術を学びます。

**対象** 河内長野市・富田林市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村在住・在学・在勤の18歳以上で、講座終了後、各市町村の要約筆記奉仕員として活動できる人▽他にも一定条件あり▽詳しくは問い合わせを

とき 5月10日～8月2日の毎週日曜日のうち11日▽時間は午前9時～正午

ところ キックス

定員 10人(抽選)

申し込み 障がい福祉課にある申込書で4月17日までに同課へ(電話不可)

※教材費など実費が必要。

**問い合わせ** 障がい福祉課

## 「ぼーけんじま」ボランティアを募集

社会参加促進活動「ぼーけんじま」では、知的障がい者の週末の余暇活動を支援しています。この活動を共にしていただけるボランティアを募集します(活動は毎月1～2回程度)。内容など詳しくは問い合わせを。  
**申し込み・問い合わせ** 相談支援センターあーる(☎20-6575、FAX55-3113)

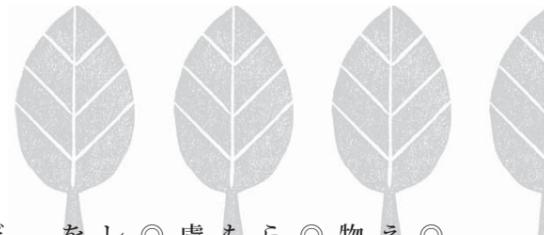
# おだやかに 強くそして 前向きに



内田 哲

SATOSHI UCHIDA

## 24 ワールドカップと 震災時の日本人の対応



◎品格 人々は皆が何かを買えるようにと、自分に必要な物だけを買った。

◎秩序 店舗では略奪が起らない、路上では追い越す車も警笛を鳴らす車もない、思慮分別のみがある。

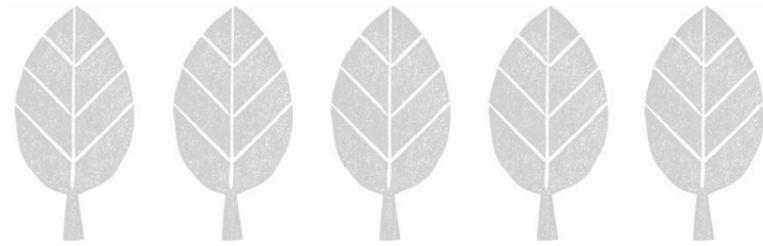
◎良心 停電になったとき、レジに並んでいた人々は品物を棚に戻して静かに店を出た。

災害の後には、発展途上国だけでなく先進国でも略奪や暴動などの人災が発生するといわれており、このメールを送った部下もその経験があり、身をもって知っているだけに被災地の人々の行動に感動したようです。当時被災地では、やはりその部下の知らない、そしてメディアも取り上げないもつとドロドロし

たことも起こっていたのでしようが、同じ日本人としてちよつと面映い「日本から学ぶ10のこと」のメールは世界を駆け回ったそうです。

サッカーのサポーターと震災の被害を受けた人々と同列に論じることが無理はあると思いますが、日本人のよき、国民性のようなものがここから窺えるような気がします。ただ我慢できないほどの理不尽なことや著しい人権侵害があったときなどは、我々ももつと怒りをみんなで共に露わにしてもいいのではないのでしょうか。

※内田哲さんの「おだやかに強くそして前向きに」は今回で終了します。ご愛読ありがとうございました。



FIFAワールドカップブラジル大会のグループリーグ予選で敗退した選手たちが帰国したとき、日本のサポーターは敵しい反応で選手を迎えるだろうと予想していました。しかし、空港でのサポーターは温かく出迎えているのをニュースで知り、少しほっとしたのと同じ時に「本音なのかな？」という思いが交錯し、やや複雑な気持ちでした。同じころ、やはりグループリーグで負けた選手に非難の横断幕を持ち、罵声を浴びせている国や空港に出迎えるサポーターの姿がなかった国もあったと伝えられています。温かい出迎え方をしているのは日本だけだろうか、そうだとしたら、そこに日本人の

特性のようなものがあるのだろうかと考えてしまいました。そこで思い出したのが、今格差や貧困の問題に取り組んでおられる元世界銀行副総裁の西水美恵子さんの書いた文章です。東日本大震災のとき、イギリス領バージン諸島に滞在していた西水さんのところに、日本にいた外国人の部下から「日本から学ぶ10のこと」と題したメールが届いたそうです。その中からいくつか紹介します。

◎平静 悲痛に胸を打つ姿や悲嘆に取り乱す姿など見あたらな

い、悲しみそのものが気高い。

◎威厳 水や食料を得るためにあるのは秩序正しい行列のみ、乱暴な言葉や無作法な動作などひとつとてない。

### あごらシネマクラブ 「ちよんまげぷりん」

とき 4月25日(出)午後1時30分～(開場は午後1時)

ところ キックス

定員 280人(先着順)

※当日直接会場へ。

※1歳～就学前の子どもの一時保育あり(定員10人▷先着順▷申し込みは4月10日から電話で男女共同参画センターへ)。

問い合わせ teamあごら事務局(男女共同参画センター内、☎54-0003)

伝えたい  
残したい  
わがまちの  
誇り



# ふるさと の情景

VOLUME

3

滝畑地区  
(光滝寺初不動の大餅撒き)



光滝寺本堂

2 滝畑の美しい里山風景

3 餅撒きの前に行われる護摩炊き

※光滝寺は河内長野駅から南海バス「滝畑ダム」下車、南へ徒歩約20分



1



2

**周** 囲を小高い山々で囲まれた滝畑地区は、美しい里山風景を見ることが出来ます。これらの風景は、湖、滝、せせらぎ、鎮守、村堂、茅葺民家、茅場などで形づくられ、季節ごとに行われる祭礼や伝統行事は、地域の魅力をいっそう引き出しています。今回取材を行った「光滝寺初不動の大餅撒き」(写真1)もこのうちの一つです。

地区には、古くから伝わる様々な伝承もあり、平安時代の天慶6年(943)に不動明王が翁に姿を変え、村人に炭焼きを教えたという伝説や、平家の落人伝説が残っています。

なお、このたび、地域の歴史や伝統的生業を今日に伝える光滝寺炭焼不動堂の炭焼不動尊(写真4)が市の有形民俗文化財となりました。



4

**ふるさとのひと**  
谷 脩三さん

光滝寺の炭焼不動は願いごとを一つかなえてくれる一顧成就で有名で、家内安全、無病息災を願われる方が多いです。私の子どもの頃のもち撒きは、近隣はもとより、和泉や和歌山からも大勢の人が訪れ、露天商も多く立ち並び、とても賑わっていました。今は露天商は出ていませんが、境内にはあふれるほどの人が参詣され、子どもからお年寄りまで参加する地域の伝統行事となっています。



# 国民健康保険



**国保加入などの届け出**  
適切な給付を受けるために

## ■加入の届け出は14日以内に

国民健康保険（国保）の届け出は、資格取得日から14日以内にしなければなりません。届け出が遅れると、資格取得日から届け出た日の前日まで、医療費が全額自己負担となり、原則返還もされません。

また、保険料は、加入の届け出をした月分からはなく、資格取得日の属する月分までさかのぼって納付することになりますので、ご注意ください。

なお、資格取得日とは、左記の日になります。  
◎失業などで職場の健康保険が使えなくなった日  
※ただし、職場の健康保険の任意継続制度に加入したり、家族の職場の健康保険に扶養

確定申告書の控えなど26年の所得が分かるものと印鑑を持って、4月30日（口座振替の人は4月23日）までに保険年金課へ。なお、申し出がなくても、7月の本算定時に年間保険料総額との調整は行われます。

## 保険料の特別徴収（年金からの引き落とし）

### ■保険料の仮徴収

国民健康保険料が現在特別徴収されている人は、原則2月分と同じ金額で4・6・8月の年金支払い時に保険料を仮徴収します。また、10月以降の保険料の通知書は、7月の本算定後に送付します。

### ■4月から特別徴収になる人

国民健康保険料が4月から特別徴収になる人には、4月上旬に仮徴収額決定通知書を送付します。

### ■特別徴収から口座振替への変更

特別徴収の対象の人でも、申請により納付方法を口座振替に変更できます。なお、変更には期限がありますので、詳しくは問い合わせを。

## 問い合わせ 保険年金課

家族として加入したりするなど、離職日の翌日から、国保以外の健康保険制度に加入する場合は除きます。

◎職場の健康保険の扶養家族から所得要件超過や雇用保険失業給付受給などによりはずれた日  
◎任意継続の健康保険が使えなくなった日（継続有効期限の翌日）  
◎転入日、世帯を変更した日など

### ■届け出に必要なもの

国保加入の届け出には、健康保険資格喪失証明書、朱肉用印鑑、免許証など本人確認書類、家族の健康保険証（家族が国保の場合）などが必要。詳しくは問い合わせを。  
※届け出の必要書類が整わない場合でも、用意できたものを持って、必ず14日以内に届け出をしてください。

**後期高齢者医療制度**

## 平成27年度の保険料の納付通知書は7月に送付

### ■現在普通徴収（窓口や口座振替納付）の人

7月に納付通知書を送付します。7月～来年3月の9回に分けて納めてください。4～6月の納付通知書の送付はありません。

### ■現在特別徴収（年金からの引き落とし）の人

2月分と同じ金額で4・6・8月の年金支払い時に保険料を仮徴収します。また、10月以降の保険料の通知書は、7月の本算定後に送付します。

### ■4月から特別徴収になる人

4月上旬に仮徴収額決定通知書を送付します。

特別徴収の対象の人でも、申請により納付方法を口座振替に変更できます。なお、変更には期限がありますので、詳しくは問い合わせを。

## ■退職者医療制度の届け出

過去に会社などに勤めていた年金受給権者とその扶養家族は、退職者医療制度の適用を受けます。年金証書（ねんきん定期便でも可）と国保の保険証、朱肉用印鑑を持って届け出てください。対象は、次の条件をすべて満たす人です。

◎65歳未満の国保加入者  
◎厚生年金や各種共済組合などの年金を受給でき、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上の人

### ■脱退する時も届け出を

現在、国保に加入している人が会社に勤めるなど、職場の健康保険の適用を受けるようになった場合、国保を脱退する届け出が必要です。また、職場の健康保険の扶養家族に認定された人も同様です。新しい職場で交付された加入者全員分の健康保険証（コピー不可）、脱退する全員分の国民健康保険証、その他各種医療証と朱肉用印鑑を持って、保険年金課へ速やかに届け出てください。  
職場の健康保険の資格があるにも関わらず国保を使うと、国保が医療機関などに支払

た医療費を返納してもらうこととなりますので、ご注意ください。

## 倒産・解雇などで離職した人へ

国保では、雇用保険受給資格を有する特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）や特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）に対し、保険料軽減制度があります。軽減の適用には届け出が必要です。対象者や軽減内容など詳しくは問い合わせを。

## 特定健康診査受診券を送付します

平成27年度も、生活習慣病の発病や重症化予防、健康管理を目的とした特定健康診査（特定健診）を行います。40～74歳の国保加入者に対して、5月中旬に特定健診受診券を送付します。また、人間ドック半額助成の受付を5月中旬から開始します（特定健診対象者は受診券の提出が必要）。詳しくは本紙5月号などお知らせします。

## 平成27年度仮算定分納付通知書を送付

4月上旬から中旬に、平成27年度国民健康保険料仮算定分納付通知書（4～6月分）を送付します。通知書に記載された金融機関やコンビニエンスストアで保険料を納付してください。4月下旬になっても通知書が届かない場合は問い合わせを。

### ■保険料の本算定は7月

平成27年度の保険料は、26年の所得確定後の7月に算定します。そこで、4～6月分は仮算定分とし、25年の所得をもとに算定していきます。7月には本算定保険料（確定した年間保険料総額から仮算定分の保険料を差し引いた額）の納付通知書（7月～来年3月分）を送付します。

### ■仮算定保険料の修正

平成26年の所得が25年と比べ大幅に減少しているなどの理由で、27年度の年間保険料総額が26年度の半分以下に減少することが予想される場合は、仮算定保険料の修正を申し出ることができます（普通徴収世帯のみ）。希望する人は、

更には期限がありますので、詳しくは問い合わせを。  
**問い合わせ 保険年金課**  
平成27年度の健康診査受診券を送付

## 平成27年度の健康診査受診券を送付

健康診査受診券を4月下旬に送付します（年度途中に新たに加入する人には、誕生月の翌月初旬に順次送付します）。

受診券が届くと、広域連合が指定する医療機関などで、無料で受診することができます（要予約▽平成28年3月31日までに1回のみ）。また、受診の際は、受診券と被保険者証を窓口で提示してください。  
**問い合わせ 保険年金課**  
たは大阪府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06・4790・2031）

## 国民健康保険の日曜臨時窓口を開設

**■平日お忙しい人はご利用を**  
とき 4月26日(日)午前9時～午後5時30分  
ところ 保険年金課  
内容 国保の届け出や保険料の納付、納付相談など  
※必要書類などは問い合わせを。  
**問い合わせ 保険年金課**

# 国民年金

国民年金には、20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。第1号被保険者の平成27年4月から平成28年3月の国民年金保険料は、月額1万5590円、付加保険料（任意）は月額400円です。

### ■過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は

保険料の免除（猶予）・学生納付特例の対象期間が拡大され、失業などにより保険料の納付が困難な場合は、申請日の2年1か月前の月分まで申請によって保険料が免除される場合があります。申請する場合は保険年金課または天王寺年金事務所へ。必要書類など詳しくは問い合わせを。

### ■学生のみなさんは納付特例制度の申請を

20歳以上で学生の方は、申請すると納付特例が承認される場合があります。申請する場合は、年金手帳と学生証などを持って保険年金課または天王寺年金事務所へ。  
※申請は毎年度必要です。

### ■退職されたら国民年金の手続きを

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人が退職したときは、国民年金の第1号被保険者へ変更手続きをお願いします。また、扶養している配偶者も手続きが必要です。

退職（失業）により保険料の納付が困難なときは、申請によって保険料が免除される場合があります。申請する場合は、年金手帳、離職票、朱肉用印鑑などを持って保険年金課または天王寺年金事務所へ。

**問い合わせ 保険年金課または天王寺年金事務所**  
(☎06-6772-7531)

## 重要文化財の修理現場を近くで見学 天野山金剛寺修理現場特別公開

現在修理が進められている天野山金剛寺の金堂とはほぼ修理を終えた多宝塔、摩尼院などの特別公開が2月27日～3月1日にありました。建物全体が鉄骨の屋根で覆われ、古い部材を生かしながら修理されている金堂の工事現場を参加者は間近で見学、27日には多宝塔の内部公開もあり、美しくよみがえった彩色の仏画などが見られました。また期間中、修理に携わる大工や屋根葺師の技に触れる見学会や作業の体験会、「茅葺民家をいかす」をテーマにした講演会も開催され、参加者は貴重な体験をしました。



①平成29年の秋まで工事が行われる金堂の修復現場 ②屋根の葺き替えや塗装などが施された多宝塔 ③扉が開かれた多宝塔

①②③市民活動団体の活動紹介と物品販売の様子 ④ボランティア絵画コンクールの受賞者たち



①笑顔でゴールを駆け抜ける子どもたち  
②スプーンレースなど、おもしろい競技もありました

## 楽しくスポーツに親しむ みんなのスポーツフェスタ2015

3月15日、長野中学校で体験型スポーツイベント「みんなのスポーツフェスタ2015」がありました。これは長野総合スポーツクラブが主催したもので、かけっこやスプーンレース、お菓子くい競争などに引き続き、ダンスや太極拳などの演技発表もあり、約800人が参加しました。また、午後からは小雨が降る中、グラウンドゴルフやストラックアウト、ニュースポーツ体験などのほか、けん玉やこま回し、竹馬のコーナーも設けられ、参加者は大いに楽しんでいました。



会場内は多くの人でにぎわいました

## 楽しく学んでくらしに活かそう 生活情報展

3月6・7日の2日間、ノバティホールで生活情報展が開催され、870人の市民らが来場しました。消費生活に関する総合的な情報、知識の普及などを目的に実施しており、食・エコ・環境・くらしに役立つ情報やリフォーム・リサイクル作品の展示、かんたん工作体験が行われました。また、参加者は会場内の各所に設置されたクイズやアンケートを通して、くらしに役立つ知識を楽しく学んでいました。



温かい豚汁がふるまわれました

## もしもの時に備えて 南河内防災・防犯フェア

「奥河内くろまろの郷」バザール広場で3月14日、南河内防災・防犯フェアが開催されました。消火器・AED(自動体外式除細動器)の体験や、子どもたちが消防士に変身して記念撮影ができるコーナーが設けられたほか、高向小学校区「ひと・まち・ゆめ」づくり会による豚汁などの炊き出しも行われました。また、会場では防犯グッズも配布され、来場した人たちは楽しみながら防災・防犯への意識を高めていました。

## さし出す勇氣 受け取る勇氣 紡ぐ未来

### ボランティア・市民活動フェスティバル

市制施行60周年記念事業として2月22日、キックスで第15回ボランティア・市民活動フェスティバルが開催され、約4900人が来場しました。この日は、市民活動団体の活動を紹介する展示や体験、ステージ発表、フリーマーケットのほか、小中学生が市民活動をテーマに描いた絵画コンクールの作品展と表彰式などが行われました。また、フェスティバルの15年間の歩みを振り返った展示もあり、訪れた市民らは市民活動団体の人たちと交流を図りながら、ボランティアや市民活動への理解を深めていました。

